

役員等の報酬等に関する規程

社会福祉法人富加町社会福祉協議会役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人富加町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第10条、第25条及び社会福祉法人富加町社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則第5条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは非常勤役員等をいう。

2 この規程において、非常勤役員等は、評議員、常勤役員を除いた理事、監事及び評議員選任・解任委員をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1)非常勤役員等のうち、会長については報酬として月額 20,000円を支給する。
- (2)会長を除いた非常勤役員等については、職務のための法人業務を行う場合に報酬として1回 2,000円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月21日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、非常勤職員給与規程第14条に準じた日とする。

2 報酬等は原則として、本人の同意のもとに全額を直接本人名義の金融機関口座へ振り込みにより支払う。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)

第6条 本会は、この規程をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定めるものとする。

附 則 この規程は、令和7年4月1日から施行する。